

令和4年5月1日

No.160

発行

一般社団法人  
練馬西青色申告会



# ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

## 源泉所得税及び復興特別所得税の納付について

従業員または青色専従者に給料を支払っている事業主で納期の特例の適用を受けている方は、令和四年一月から六月までの給料にかかる源泉所得税及び復興特別所得税（以下、源泉所得税等といいます。）を、令和四年七月十一日（月）までに納付しなければなりません。（納期の特例の適用を受けていない方は毎月分の給料にかかる源泉所得税等を翌月十日までに納付する必要があります。）なお、納付すべき税額がなくても、給料、賞与を支払っている場合は、源泉所得税等の納付書の提出が必要となります。

### ■ 期間

六月十三日（月）～七月十一日（月）  
（第二第四土・日曜祭日を除く）

※六月十八日（土）・七月二日（土）は午前九時～十二時まで受付可。

### ■ 会場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

### ■ 必要な書類

源泉徴収簿、源泉所得税等の納付書（税務署から送られてきたもの）、前年分の決算書及び申告書控え、記帳されている方はその帳簿等

※ご来所の際は、必ず電話で予約をして頂きますようお願い致します。なお、予約の方が優先となりますのでご了承ください。

※消費税の届出、記帳等、ご不明な点についての相談もお受けしておりますので、ぜひ青色申告会をご利用ください。

国税の

簡単! 便利な!

国税庁

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

### 納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

### 事前手続

e-Tax 利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳細は下記へお問い合わせください。



★ダイレクト納付★ お問い合わせ先：練馬西税務署 管理運営部門 ☎03-3867-9711 内線 25223、25224、25244

# 令和三年分の決算を終えて



コロナ禍の中、本年も会員の皆様のご協力により無事決算を終えることができ、感謝申し上げます。来年度の決算へ向けて以下の事項にご留意くださいますようお願い申し上げます。

## ●e-Tax（イータックス）の送信には電子証明書が必要です。

マイナンバーカードでe-Tax送信（申告）をする際には、2種類の電子証明書（以下省略）の設定と暗証番号が必要です。

- ① 利用者証明用の暗証番号（数字4桁）
  - ② 署名用の暗証番号（英数字を組み合わせた6文字以上16文字以下）
- ①・②どちらか一方でも分からない場合は、e-Tax送信が出来ません。

※署名用電子証明書の暗証番号、利用者証明用電子証明書の暗証番号、券面事項入力補助用の暗証番号の再度「確認をお願いします。（暗証番号がわからない方は、マイナンバーカード持参の上、最寄りの区民事務所等で確認ができます。）

## ●USBメモリ「ご持参のお願い」

「USBメモリ」をご持参頂きますと、翌年のデータ入力時に住所、氏名、扶養者名、減価却費等の変更・追加・削除等が簡単にでき

入力時間の短縮につながる為、ご持参をお願い致します。（事務局でも販売しております。）

## ●医療費控除の明細書作成のお願い

平成二十九年分からは、従来のような医療費の領収書の提出や提示では、医療費控除の適用を受けられなくなりました。

医療費控除の適用を受ける方は、必ず「医療費控除の明細書」を作成してご提出いただきますようお願い致します。（作成方法についてご不明な方は、事前に練馬西青色申告会にお問合わせ頂くようお願い致します。）

※医療費の領収書は確定申告期限等から5年間、破棄せずに必ず保管してください。（税務署から医療費の領収書の提示又は提出を求められる場合があります。）

## ●「確定申告のお知らせ」ご持参のお願い

一月の中頃から下旬までに、税務署から送付されます「確定申告のお知らせはがき」又は「通知書」を、必ず「ご持参頂きますようお願い致します。」

※振替納税の有無・予定納税額・消費税の間申告額など確定申告書の作成に必要な情報が記載されております。

※e-Tax送信の方は送付されません。

## ●前年以前三年分の決算書・申告書のご持参のお願い

本年分の所得税・消費税の申告の際、純損失の繰越控除、減価償却費の計算等に必要な資料となりますので、前年以前三年分の決算書・申告書は、必ずご持参頂きますようお願い致します。

●青色申告会事務局を経由して申告書を提出された方、e-Tax（イータックス）送信をされた方は、翌年の確定申告時に、税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されなくなります。

下書き用の決算書・所得税確定申告書は、青色申告会事務局にも用意してありますので、ご来局の際にお持ち帰りください。

※所得税及び消費税の申告書の用紙は、税務署にも用意してあります。

## ●その他のお願い

- ・マイナンバーカードを取得して、e-Tax送信にご協力をお願い致します。
- ・給与の源泉徴収及び年末調整手続きは、必ず期限内にお願い致します。
- ・決算書は、なるべく下書きをご記入の上お越しください。
- ・決算予約のご案内は、十一月中旬から下旬を予定しております。十二月中のご予約をお願い致します。
- ・インボイスの早期申請をご検討ください。

# 個人事業主が亡くなられた場合の手続き

個人事業主が亡くなられた場合の、主な注意点や手続きを記載しましたので、ご参考の上期限内に必要書類の提出をお願い致します。

また、小規模企業共済・各種保険にご加入中の方は手続きが必要となりますので、練馬西青色申告会にご連絡いただきますようお願い致します。

## ★準確定申告

原則として、事業主が亡くなられて相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、その亡くなられた事業主の確定申告（準確定申告）をしなければなりません。持参して頂くものは亡くなられた事業主の次の資料です。

- ・ 亡くなられた年の一月一日から、亡くなられた日までの帳簿・月別集計表・棚卸表・源泉関係書類
- ・ 前年以前三年分の決算書、申告書の控
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 国民年金保険料・国民年金基金・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済等掛金等の証明書
- ・ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の年間支払額（金額が不明な方は健康保険課にて事前確認をお願い致します。）
- ・ 医療費控除の明細書・医療費通知書類・決算専用のUSBメモリー
- ・ 相続人の住所が必要となります。

## ★個人事業の開業・廃業等届出書の提出

- ・ 亡くなられた事業主（被相続人）
- 亡くなられたことによる事業廃止等の事実があった日から1か月以内
- ・ 遺族（相続人）

相続により事業の引継ぎを受けた日から1か月以内

## ★所得税の青色申告の取りやめ届出書の提出

- ・ 被相続人が青色申告者の場合は、所得税の申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで。

## ★所得税の青色申告承認申請書の提出

青色申告者である被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じてそれぞれ次の期限までに提出が必要となります。

- ・ 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合  
**相続を開始した日から4か月以内**
- ・ 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合  
**その年の12月31日まで**
- ・ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合  
**その年の翌年の2月15日まで**



### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

### チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です  
小規模企業共済



小規模共済 検索

Be a Great Small. 中小機構

## 3回でできる複式簿記講座

最高 55 万円の青色申告特別控除を受けるためには、複式簿記で記帳し、その帳簿書類に基づいて貸借対照表、損益計算書、その他不動産所得の金額または事業所得の金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

今回は、複式簿記の簡単なテキストを用いて、3 回連続クラス(計 6 時間)の講座を開催します。日常の記帳から試算表作成まで、実例を用いて行いますので是非ご出席ください。

- 日程：全 3 回
- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 8 月クラス  | 16 日 (火)、19 日 (金)、23 日 (火) |
| 9 月クラス  | 5 日 (月)、8 日 (木)、12 日 (月)   |
| 10 月クラス | 4 日 (火)、7 日 (金)、11 日 (火)   |

- 時間：午前の部 (小売業) 10 時～12 時  
午後の部 (不動産貸付業) 2 時～ 4 時

※不動産所得のみの方が事業的規模ではない場合、最高 55 万円控除は適用されません。

(注) 令和 2 年分の確定申告から、複式簿記により記帳している方の青色申告特別控除が最高 65 万円から 55 万円に引き下げられました。

- 会場：(一社) 練馬西青色申告会事務所 3 階会議室  
■ 定員：5 名まで (ご予約ください) ■ 受講料：無料  
■ 申込期日：8 月クラスは 8 月 5 日 (金)、9 月クラスは 8 月 26 (金)、10 月クラスは 9 月 22 日 (木) までとなります。

申込先：(一社) 練馬西青色申告会 ☎03-5387-6211

### 2022 年度 税務職員 募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

#### ◇ 受験資格

- 2022 (令和 4) 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者 (2019 (平成 31) 年 4 月 1 日以降に卒業した者が該当する。) 及び 2023 (令和 5) 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者

人事院国家公務員試験

#### ◇ 申込手続

- 申込方法  
インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 受付期間  
令和 4 年 6 月 20 日 (月) 9 時から令和 4 年 6 月 29 日 (水) [受信有効]まで
- 受験案内交付期間  
令和 4 年 5 月 6 日 (金) から令和 4 年 6 月 29 日 (水) まで  
9 時から 17 時まで (土曜日及び日曜日を除く。)
- 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務所 (所)  
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

[採用 NAVI]



#### ◇ 試験日

- 第 1 次試験 令和 4 年 9 月 4 日 (日)  
第 2 次試験 令和 4 年 10 月 12 日 (水) から令和 4 年 10 月 21 日 (金) までのうち指定された日時

採用関係お役立ちリンク集



- ※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ  
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。  
【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係  
(代表) 03-3542-2111 内線 2162

### マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000 万円  
※返済期間：運転資金 7 年以内  
設備資金 10 年以内

2023 年 3 月 31 日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.23% (2022 年 4 月 1 日現在)  
※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)  
※他に練馬区の利子補給 40% (3 年間)  
※利用できる方：従業員 20 名以下  
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は 5 名以下)  
※1 年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

#### 《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第 2 金曜日  
午後 1 時～4 時 (30 分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1 月～3 月 毎週火曜日  
4 月～12 月 毎月第 2 火曜日  
午後 1 時～4 時 (30 分単位)  
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F  
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589